

## 労働基準監督署からの是正勧告について

### 1 調査対象 塩浜営業所 令和元年度分

### 2 是正勧告の概要

#### (1) 労働基準法第32条関係（事務職、運転手）

時間外労働に関する協定（36協定）の特例の範囲を超えて労働させていること。

【参考】違反状況（令和元年度）

- ・事務職 1月単位（70時間を超えた者）：延8名 【実6名】  
年 間（480時間を超えた者）： 4名
- ・運転手 1月単位（80時間を超えた者）：延1名 【実1名】  
年 間（720時間を超えた者）： 0名

※36協定の時間数は、交通局が川崎交通労働組合と締結した協定によるもの。

- ・事務職 月45時間、年間で360時間（特例で月70時間、年間で480時間）
- ・運転手 月60時間、年間で720時間（特例で月80時間、年間は特例設定なし）

#### (2) 労働基準法第36条第6項第2号（事務職）

1か月において労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間が、100時間以上となっていること。

【参考】違反状況（令和元年度） 事務職 令和2年3月 1名

#### (3) 労働大臣告示

##### 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条第1項（運転手）

自動車運転者の労働条件の改善を図るため、拘束時間や運転時間等について上限基準を定めているが、これを超えていること。

【参考】違反状況（令和2年3月）

- ・1日の拘束時間が16時間超 55件
- ・4週を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間超 4件
- ・2日を平均した1日当たりの運転時間が9時間超 32件
- ・4週を平均した1週間当たりの運転時間が40時間超 9件

### 3 改善策について

今後、時間外勤務等の上限規制を超えてしまう状況について、次のとおり改善策を実施し、労働基準監督署に報告する。

#### (1) 事務職関係

- ・営業所事務職員間の業務の平準化
- ・本局からの応援体制の構築

#### (2) 運転手関係

- ・計画的な休暇の取得等、適切なマネジメントの実施